

改正案	現行
（税理士の業務） 第二条（略） 一（略） 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電	（税理士の業務） 第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。 一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。） 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で財務省令で定めるもの（以下「申

子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。） 三（略） 2・3（略） （調査の通知） 第三十四条 税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、あわせて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない。	告書等」という。）を作成することをいう。） 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからヘまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。） 2・3（略） （調査の通知） 第三十四条 税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、あわせて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない。
---	---

改正案

現行

（国税資金支払命令官） 第十条 財務大臣は、資金からする支払のための小切手の振出又は国庫金振替書若しくは支払指圖書の交付（以下「支払命令」という。）に関する事務を所属の職員に委任することができる。 2 （略）	（国税資金支払命令官） 第十条 財務大臣は、資金からする支払のための小切手の振出又は国庫金振替書の交付（以下「支払命令」という。）に関する事務を所属の職員に委任することができる。 2 第八条第三項の規定は、前項の場合について準用する。
（国税収納金整理資金受払計算書） 第十六条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、国税収納金整理資金受払計算書（当該国税収納金整理資金受払計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。 2 （略）	（帳簿及び報告書等） 第十五条 国税収納命令官、国税資金支払命令官及び国税資金支払委託官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これを財務大臣又は会計検査院に送付しなければならない。 2 出納官吏、出納員及び日本銀行は、政令で定めるところにより、資金に属する現金でその出納したものについて、国税収納命令官又は国税資金支払命令官に報告しなければならない。 （国税収納金整理資金受払計算書） 第十六条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、国税収納金整理資金受払計算書を作製しなければならない。
2 （略）	2 内閣は、前項の国税収納金整理資金受払計算書を、翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

3 (略)	3 内閣は、前項の規定により会計検査院の検査を経た国税収納金整理資金受払計算書を、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。
------------------	---

改 正 案	現 行
（帳簿の備付け等） 第七条の九（省略） 2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）並びに第八条から第十一条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「<u>関税関係帳簿</u>」という。）と、「納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「<u>所轄税務署長等</u>」という。）とあるのは「同法第七条の二第二項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「<u>承認税関長</u>」という。）と、同条第二項中「<u>国税関係書類の全部</u>」とあるのは「<u>関税法</u>	（帳簿の備付け等） 第七条の九（同上） 2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）並びに第八条から第十一条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「<u>国税関係帳簿の全部又は一部</u>」とあるのは「<u>関税法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「<u>関税関係帳簿</u>」という。）と、「納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「<u>所轄税務署長等</u>」という。）とあるのは「同法第七条の二第二項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「<u>承認税関長</u>」という。）と、同条第二項中「<u>国税関係書類の全部</u>」とあるのは「<u>関税法</u></u>

第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「関税関係書類」という。）の全部」と、同法第五条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中「国税関係帳簿書類（以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は国税関係書類をいう。以下同じ。）」（以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。））」とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。））」とあるのは「代える日」と、「同条第六項中「第四条第一項又は第二項」とあるのは「前条各項のいずれか」と、第七条第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一条第三項中「所得税法第五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）及び法人税法第二百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第四百六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）

ている書類（以下「関税関係書類」という。）の全部」と、同法第五条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中「国税関係帳簿書類（以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は国税関係書類をいう。以下同じ。）」（以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。））」とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。））」とあるのは「代える日」と、「同条第六項中「第四条第一項又は第二項」とあるのは「前条各項のいずれか」と、第七条第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一条第三項中「所得税法第五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）及び法人税法第二百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第四百六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）

「とあるのは「関税法第七条の十二第一項第三号（承認の取消し）」と
、「所得税法第百五十条第一項第一号及び法人税法第百二十七条第一項
第一号」とあるのは「同号」と、「財務省令で定めるところ」とあ
るのは「政令で定めるところ」と、「財務省令で定めるところ又は
」とあるのは「政令で定めるところ又は関税法第七条の九第二項（帳簿
の備付け等についての規定の準用）において準用する」と読み替えるも
のとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（納付の手続）

第九条の四 関税（郵便物に係る関税を除く。以下この条において同じ。

）を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告
知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行
（国税の収納を行う代理店（郵便局を除く。）を含む。）又はその関税
の収納を行う税関職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつ
てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところに
より証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ
税関長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付することを妨
げない。

と、「所得税法第百五十条第一項第一号及び法人税法第百二十七条第一
項第一号」とあるのは「同号」と、「財務省令で定めるところ」と
あるのは「政令で定めるところ」と、「財務省令で定めるところ又は
は」とあるのは「政令で定めるところ又は関税法第七条の九第二項（帳
簿の備付け等についての規定の準用）において準用する」と読み替える
ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（納付の手続）

第九条の四 関税（郵便物に係る関税を除く。以下この条において同じ。

）を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告
知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行
（国税の収納を行う代理店（郵便局を除く。）を含む。）又はその関税
の収納を行う税関職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつ
てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところに
より、証券で納付することを妨げない。

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（第三十八条関係）

改正案	現行
（郵便物の内国消費税の納付等） 第七条 課税物品を内容とする郵便物を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で日本郵政公社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。 2 日本郵政公社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書類を名あて人に送達しなければならない。 3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを日本郵政公社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る際、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付しなければならない。この場合において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店である郵便局を含む。）と、又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収する	（郵便物の内国消費税の納付等） 第七条 課税物品を内容とする郵便物を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で日本郵政公社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。 2 日本郵政公社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書類を名あて人に送達しなければならない。 3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを日本郵政公社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る際、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付しなければならない。この場合において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行なう代理店を含む。）又はその国税の収納を行なう税務署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店である郵便局を含む。）とする。

ものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。 4・5（略）	4・5（略）
--	---------------

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）（第三十九条関係）

改 正 案	現 行
（補助金等の交付の申請） 第五条 （略） （補助金等の交付の決定） 第六条 （略） 2 4 （略） （実績報告） 第十四条 （略）	（補助金等の交付の申請） 第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。 （補助金等の交付の決定） 第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。 2 4 （略） （実績報告） 第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等) 第十五条 (略)	(補助金等の額の確定等) 第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。
(立入検査等) 第二十三条 (略)	(立入検査等) 第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2・3 (略) (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外) 第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。	2・3 (略)
(電磁的記録による作成) 第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を	(新設)

いう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（適用除外）

第二十七条 （略）

（新設）

（適用除外）

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

○ 物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）（第四十条関係）

改 正 案	現 行
（帳簿） 第三十六条 物品管理官、物品出納官及び物品供用官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、これに必要な事項を記載し、又は記録しなければならぬ。 （物品増減及び現在額報告書） 第三十七条 （略） （国会への報告等） 第三十八条 （略） 2 （略） 3 （略） （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外） 第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その	（帳簿） 第三十六条 物品管理官、物品出納官及び物品供用官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。 （物品増減及び現在額報告書） 第三十七条 各省各庁の長は、国が所有する物品のうち重要なものとして政令で定めるものにつき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。 （国会への報告等） 第三十八条 財務大臣は、前条の報告書に基づき、物品増減及び現在額総計算書を作成しなければならない。 2 内閣は、前項の物品増減及び現在額総計算書を前条の報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付しなければならない。 3 内閣は、第一項の物品増減及び毎会計年度末における物品の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。 （新設）

他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

（電磁的記録による作成）

第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等（報告書、物品増減及び現在額総計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該報告書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第四十条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（新設）

（新設）

(政令への委任)
第四十一条 (略)

(政令への委任)
第四十一条 (略)

改 正 案	現 行
（帳簿への記載） 第十一条 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。 2 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載し、又は記録しなければならない。 （担保及び証拠物件等の保存） 第二十条 （略） 2・3 （略） （徴収停止） 第二十一条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。次	（帳簿への記載） 第十一条 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。 2 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載しなければならない。 （担保及び証拠物件等の保存） 第二十条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、国が債権者として占有すべき金銭以外の担保物（債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同じ。）及びもつぱら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、善良な管理者の注意をもつて、整備し、かつ、保存しなければならない。 2・3 （略） （徴収停止） 第二十一条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。次

項において同じ。）で履行期限（履行期限の定めのない債権にあつては、第十一条第一項前段の規定による記載又は記録をした日）後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるときは、政令で定めるところにより、以後当該債権について、保全及び取立に関する事務（前条に規定するものを除く。）をすることを要しないものとして整理することができる。 一（三）（略） 2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、第十一条第一項前段の規定による記載又は記録をした後相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められるときは、政令で定めるところにより、前項の措置をとることができる。 3 （略） （履行延期の特約等に附する条件） 第二十七条 （略）	項において同じ。）で履行期限（履行期限の定めのない債権にあつては、第十一条第一項前段の規定による記載又は記録をした日）後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるときは、政令で定めるところにより、以後当該債権について、保全及び取立に関する事務（前条に規定するものを除く。）をすることを要しないものとして整理することができる。 一（三）（略） 2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、第十一条第一項前段の規定による記載をした後相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められるときは、政令で定めるところにより、前項の措置をとることができる。 3 （略） （履行延期の特約等に附する条件） 第二十七条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。 一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。 二 （略） 第三十五条 契約等担当職員は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、契約書の作成を省略することができる場合その他政令で定める場合を除き、次に掲げる事項についての定
--	--

第三十六条 前条の場合において、当該債権が国の貸付金（使途の特定しないものを除く。）に係るものであるときは、契約等担当職員は、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての定をするものとする。 一〇六（略） 七 債務者は、貸付事業等が完了した場合（貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。）には、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の成果を記載し、又は記録した実績報告を各省各庁の長に提出しなければならないこと。 八〇十一（略） （債権現在額報告書） 第三十九条（略） （国会への報告等）	をしなければならない。ただし、当該事項について他の法令に規定がある場合は、その事項については、この限りでない。 一〇三（略） 四 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。 五（略） 第三十六条 前条の場合において、当該債権が国の貸付金（使途の特定しないものを除く。）に係るものであるときは、契約等担当職員は、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての定をするものとする。 一〇六（略） 七 債務者は、貸付事業等が完了した場合（貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。）には、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の成果を記載した実績報告を各省各庁の長に提出しなければならないこと。 八〇十一（略） （債権現在額報告書） 第三十九条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の毎年度末における現在額（政令で定める債権については、翌年度の四月三十日までに消滅した額を除く。）の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。 （国会への報告等）
--	--

第四十条 (略)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等(報告書、債権現在額総計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

第四十条 財務大臣は、前条の報告書に基き、債権現在額総計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、前項の債権現在額総計算書を前条の報告書とともに、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

3 内閣は、第一項の債権現在額総計算書に基き、毎年度末における国の債権の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

(新設)

(新設)

(電磁的方法による提出) 第四十条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。 2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。 (政令への委任) 第四十一条 (略)	(新設) (政令への委任) 第四十一条 この法律の定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
--	---

改 正 案	現 行
（入札及び開札） 第百一条 入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならぬ。この場合において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封することに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をすることに代えることができる。 2 （略） 3 （略）	（入札及び開札） 第百一条 入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならぬ。 2 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。 3 開札をするときは、徴収職員は、入札者を開札に立ち会わせなければならない。ただし、入札者が立ち会わないときは、税務署所属の他の職員を開札に立ち会わせなければならない。

○ 農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭和三十六年法律第二百三十三号）（第四十三条関係）

改 正 案	現 行
（資金の増減及び現在額計算書） 第八条 農林水産大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものいう。）を含む。以下この条において同じ。）を作成し、翌年度の七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。 2 （略） 3 （略）	（資金の増減及び現在額計算書） 第八条 農林水産大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。 2 内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合には、これに前項の計算書を添附しなければならない。 3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合には、これに第一項の計算書を添附しなければならない。

改正案	現行
（納付の手續） 第三十四条 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない。	（納付の手續） 第三十四条 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行なう代理店を含む。）又はその国税の収納を行なう税務署の職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。
2 （略）	2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙をはることにより納付するものとする。印紙で納付することができるものとされている国税を印紙で納付する場合も、また同様とする。

3 (略) (審査請求書の記載事項等) 第八十七条 (略) 一、四 (略) 2・3 (略) 4 (略)	3 物納の許可があつた国税は、第二項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、物納をすることができる。 (審査請求書の記載事項等) 第八十七条 審査請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 一、四 (略) 2・3 (略) 4 審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。
5 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第九十三条第四項において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、審査請求書の正副二通が提出されたものとみなす。	
6 前項の審査請求に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十三条第五項において同じ。）については、審査請求書の正本又は副本とみなして、第八十八条第二項（処分庁経由による審査請求）及び第九十三条第一項（答弁書の提出等）の規定を適用する。	

(処分庁経由による審査請求) 第八十八条 (略)	(処分庁経由による審査請求) 第八十八条 審査請求は、審査請求に係る処分(当該処分に係る異議申立てについての決定を含む。)をした行政機関の長を経由してすることもできる。この場合においては、当該行政機関の長に審査請求書を提出しするものとする。
2 (略) 3 (略)	2 前項の場合には、同項の行政機関の長は、直ちに、審査請求書の正本を国税不服審判所長に送付しなければならない。 3 (略)
(答弁書の提出等) 第九十三条 (略)	(答弁書の提出等) 第九十三条 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求が前条の規定により却下すべきものであるときを除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長(第七十五条第二項第一号(国税局の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分にあつては、当該国税局長。以下「原処分庁」という。)から答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書の副本を原処分庁に送付するものとする。
2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 答弁書は、正副二通を提出しなければならない。
4 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して答弁書が提出された場合には、答弁書の正副二通が提出されたも	

の と み な す。	
5 前項の答弁書に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、次項の規定を適用する。	
6 (略)	4 原処分庁から答弁書が提出されたときは、国税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。